

北京市高級人民法院による
商標の権利付与・権利確定に係る行政案件
の審理ガイドライン

北京市高級人民法院
知的財産法廷

2019年4月24日

「北京市高級人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の 審理ガイドライン」

目次

第一部 関連手続問題.....	1
1. 主体資格の確定.....	1
1.1 【先行権利者の範囲】	1
1.2 【利害関係者の範囲】	1
1.3 【利害関係者の認定時点】	1
1.4 【引用商標の譲渡が当事者の訴訟上の地位に対する影響】	2
1.5 【係争商標の譲受人に対する審判参加通知を発行しなかった場合の法的結果】	2
1.6 【係争商標譲渡が当事者の訴訟上の地位に対する影響】	2
1.7 【訴訟当事者の追加の範囲】	3
1.8 【異議申立て事由と主体資格の認定】	3
1.9 【涉外当事者の主体資格の認定】	3
2. 審査範囲.....	4
2.1 【審判理由漏れの法的結果】	4
2.2 【第13条と第30条の選択・適用】	4
2.3 【範囲を超えた審査の法的結果】	4
2.4 【審判証拠の補充】	5
2.5 【商標拒絶査定不服審判の審査範囲】	5
2.6 【不登録査定不服審判の審査範囲】	5
2.7 【登録商標無効審判の審査範囲】	5
2.8 【商標行政訴訟における審査範囲の確定】	6
2.9 【「絶対的理由」と「相対的理由」の同時適用】	6
3. 送達.....	6
3.1 【送達先住所の確認】	6
3.2 【電子送達】	6
3.3 【送達の認定基準】	7
3.4 【送達に関する立証責任】	7
3.5 【送達手続きの不適切】	7
4. 「一事不再理」の認定	8
4.1 【「同一の事実」】	8
4.2 【「同一の理由」】	8
4.3 【「同一の事実と理由」での再度の審判請求】	9
5. 行政行為再実施の処理.....	9
5.1 【証拠の提出】	9
5.2 【差戻し審裁決の審査手続き】	9
5.3 【訴訟提起の処理】	9
6. その他の手続事項.....	10
6.1 【商標登録事項の認定の根拠】	10

6.2	【訴訟提起日の計算】	10
6.3	【商標評審部門の立証責任】	10
6.4	【期間を徒過して行う出訴された裁決の処理】	10
6.5	【商標登録取消審判の行政案件における証拠の提出と受入】	11
6.6	【規定通りの案件受理费の事前支払いを行わなかった場合の法的結果】	11
6.7	【訴訟費用の負担】	11
6.8	【合議体構成員の未告知】	11
6.9	【双方の代理】	11
6.10	【訴訟終結の適用】	12
6.11	【当事者による「翻訳文書」提出拒否の処理】	12
第二部	関連実体問題	12
7.	基本的ルール	12
7.1	【商標法第4条の適用】	12
7.2	【誠実信用の原則の適用】	13
7.3	【商標標章の構成要素】	13
7.4	【商標譲受は関連条項の認定に影響を与えない】	13
7.5	【登録者が取り消され又は抹消された場合の処理】	13
8.	商標法第10条の適用	14
8.1	【商標法第10条第1項の認定基準】	14
8.2	【中国の国家名称を含む標章】	14
8.3	【外国の国名を含む標章】	14
8.4	【「欺瞞性」の認定】	15
8.5	【企業名称を使用した商標の登録】	15
8.6	【「その他の悪影響」の判断要素】	15
8.7	【「その他の悪影響」の判断時点】	16
8.8	【「著名な故人の人物名」の保護】	16
8.9	【「文字の規範的な使用」の認定】	16
8.10	【地名商標のそのたの意味】	16
8.11	【登録許可された「地名」商標の拡大登録の判断】	17
9.	商標法第11条の適用	17
9.1	【判断主体】	17
9.2	【適用条項の総括】	17
9.3	【具体的な条項の同時適用】	17
9.4	【顕著な特徴の認定範囲】	18
9.5	【新しい類型の商標の顕著な特徴の認定】	18
9.6	【「その他の顕著な特徴に欠ける」認定】	18
9.7	【「第二の意味」の認定】	18
9.8	【立体標章の顕著な特徴の判断】	19
10.	商標法第12条の適用	19
10.1	【立体標章の機能性】	19
10.2	【商品自体の性質による形状】	19
10.3	【商品の技術的効果の実現に必要な形状】	19
10.4	【商品に実質的価値を持たせる形状】	19
11.	商標法第13条の適用	20

11.1	【馳名商標の立証】	20
11.2	【馳名商標の保護】	20
11.3	【馳名商標の保護範囲】	20
11.4	【第13条第3項を適用する状況】	20
11.5	【馳名状態】	21
11.6	【複製、模倣及び翻訳の認定】	21
11.7	【馳名商標の条項の変換】	21
11.8	【登録された馳名商標の同類商品における保護】	22
12.	商標法第15条の適用	22
12.1	【授權未取得の認定】	22
12.2	【「被代理人又は被代表者の商標」】	23
12.3	【適用要件】	23
12.4	【適用主体】	23
12.5	【「先使用」の判断】	23
12.6	【「先使用」の証拠の認定】	23
12.7	【「その他の関係」の認定】	24
12.8	【商標法第15条による認定の例外】	24
13.	商標法第16条の適用	24
13.1	【公衆を誤った方向に導く場合の認定】	24
13.2	【「商標に商品の地理的表示がある」】	24
13.3	【出願主体】	24
13.4	【所属国の先保護原則】	25
13.5	【混同の判断】	25
13.6	【馳名商標保護の適用】	25
13.7	【地理的表示の一般商標としての登録】	26
13.8	【地理的範囲の確定の誤り】	26
13.9	【法律条項の適用】	26
14.	商標法第19条第4項の適用	26
14.1	【商標代理機構の認定】	26
14.2	【商標代理業務の認定】	26
14.3	【係争商標の譲渡は主体の認定に影響を与えない】	27
14.4	【係争商標の登録出願範囲の確定】	27
15.	商標法第30条、第31条の適用	27
15.1	【商標の拡張登録の制限】	27
15.2	【商標類似の判断の規則】	27
15.3	【商標拒絶査定不服審判行政案件における商標類似性の判断】	28
15.4	【商標異議査定不服審判・無効審判行政案件における商標の類似性の判断】	28
15.5	【市場調査報告書の認定】	28
15.6	【商標法第30条、第31条の適用条件】	28
15.7	【引用商標権者が抹消された場合】	29
15.8	【中国語商標と外国語商標の類似性判断】	29
15.9	【立体標章商標の比較】	29
15.10	【併存登録同意の属性】	29
15.11	【併存登録同意の方式要件】	30

15.12	【併存登録同意の法律効果】	30
15.13	【類似商品の認定】	30
15.14	【主観的悪意を有する場合の認定】	31
16.	商標法第 32 条の適用	31
16.1	【先行権利の範囲】	31
16.2	【先行権利の時間の起算】	31
16.3	【外国人の先行著作権】	31
16.4	【先行著作権侵害の認定】	32
16.5	【著作物の認定】	32
16.6	【保護期間を超えた著作物】	32
16.7	【先行著作権帰属の認定】	32
16.8	【利害関係者の資格の認定】	33
16.9	【独創性の程度が「実質的な類似」認定に与える影響】	33
16.10	【先行著作権侵害の不成立の抗弁】	33
16.11	【先行著作権の保護範囲】	33
16.12	【氏名権保護の具体的な利益】	33
16.13	【氏名の範囲】	34
16.14	【自然人の名誉が氏名権に与える影響】	34
16.15	【肖像権の保護】	34
16.16	【先行企業名称権の認定】	34
16.17	【外国企業名称の保護】	35
16.18	【「商品化権益」の記述】	35
16.19	【「商品化権益」認定の制限】	35
16.20	【「特定の条件」の認定】	35
16.21	【悪意による冒認出願が「未登録商標」に限定して適用される】	36
16.22	【悪意による冒認出願の適用要件】	36
16.23	【明らかに知っている又は知るべきであることの認定】	37
16.24	【「すでに使用している」ことの判断】	37
16.25	【「一定の影響力がある」ことの判断】	37
16.26	【単純な輸出行為の認定】	38
17.	商標法第 44 第 1 項の適用	38
17.1	【「欺瞞的な手段」の認定】	38
17.2	【「その他の不正な手段」の認定】	38
17.3	【「その他の不正な手段」の具体的状況の認定】	39
17.4	【「その他の不正な手段」の具体的な状況の例外】	39
17.5	【「その他の不正な手段」の条項適用の制限】	40
18.	商標法第 45 条の適用	40
18.1	【商標法第 45 条の属性の確定】	40
18.2	【「5 年の期間」の認定】	40
18.3	【「5 年の期間」を超えた請求の主体】	40
18.4	【「悪意による登録」の認定】	40
19.	商標法第 49 条第 2 項の適用	41
19.1	【登録商標の普通名称化の判断】	41
19.2	【登録商標の普通名称化の判断の時点】	41

19.3	【新法・旧法の適用】	42
19.4	【使用の認定】	42
19.5	【「違法」な使用の認定】	42
19.6	【使用主体の認定】	42
19.7	【非規範的な商品の認定】	42
19.8	【非規範的な実際の使用商品が指定商品上の使用に当たる場合の認定】	43
19.9	【登録範囲の維持】	43
19.10	【区分表の変更による商品類似の判断】	43
19.11	【他人の商標への係争商標貼付の認定】	44
19.12	【一物多商標行為の認定】	44
19.13	【一人多商標行為の認定】	44
19.14	【「他人のための販売促進」における商標使用の認定】	44
19.15	【指定期間以降の使用】	45
19.16	【単純な輸出行為の認定】	45
付 則		45

第一部 関連手続問題

1. 主体資格の確定

1.1 【先行権利者の範囲】

商標権者及びその他法律により保護される合法的な先行権利の所有者は、商標法第 33 条、第 45 条第 1 項に規定する「先行権利者」に該当する。

1.2 【利害関係者の範囲】

先行権利の使用の被許諾者、先行権利の合法的な承継者又は先行権利者の支配株主は、商標法第 33 条、第 45 条第 1 項に規定する「利害関係者」に該当する。

マネージャーは、モデル、俳優等が関連の人身権について発行した特別授權文書を提出した場合は、「利害関係者」に該当する。

係争商標の登録出願による影響を受けただけで、先行権利と直接的な利害関係を有しない主体は、「利害関係者」と認定することは適当でない。

1.3 【利害関係者の認定時点】

利害関係者の認定は通常、商標に関する異議申立又は無効審判請求を行う時点を基準とする。

第一審法院は行政訴訟を受理した後に、利害関係者に変更が生じた場合は、通常、元の利害関係者の訴訟主体としての地位に影響を与えないが、現在の利害関係者の請求に基づき、行政訴訟に参加するよう通知することができる。

第一審法院が裁定を行った後に、利害関係者に変更が生じた場合は、第二審法院は現在の利害関係者の請求に基づき、第三者として行政訴訟に参加するよう通知することができる。

1.4 【引用商標の譲渡が当事者の訴訟上の地位に対する影響】

第一審行政訴訟において引用商標の譲渡が許可された場合は、譲受人の請求に基づき訴訟に参加するよう通知することができるが、譲渡人が引き続き訴訟に参加することに影響を与えない。譲渡人が、引き続き訴訟に参加することを放棄する意思が明確な場合は、譲受人は譲渡人の訴訟上の地位を代替することができ、譲渡人が完了した訴訟行為は譲受人に対し拘束力を有する。

第二審行政訴訟において、引用商標の譲渡が許可された場合は、譲受人の請求に基づき訴訟に参加するよう通知することができるが、譲渡人が引き続き訴訟に参加することに影響を与えない。

1.5 【係争商標の譲受人に対する審判参加通知を発行しなかった場合の法的結果】

商標審判手続きにおいて係争商標の譲渡がすでに発生しており、国家知識産権局商標評審部門（以下、「商標評審部門」）が譲受人に審判手続きに参加するよう通知せず、それによって不利益な行政裁決を直接行い、譲受人が訴訟において、出訴された行政裁決の理由と結論が違法であることを証明できた場合は、その出訴された行政裁決を取り消すとする主張は、支持することができる。ただし、譲受人が訴訟において、出訴された行政裁決の理由と結論が違法であることを証明できない場合は、その出訴された行政裁決を取り消すとする主張は支持しない。

1.6 【係争商標譲渡が当事者の訴訟上の地位に対する影響】

商標審判手続きにおいて係争商標の譲渡がすでに発生しており、かつ、譲受人が後続の審判手続きに参加した場合、通常、譲渡人を行政客体としない。譲渡人が行政訴訟を提起した場合、起訴却下の裁定を下すことができる。

譲渡人が審判手続きにおいて完了した行為は譲受人に対し拘束力を有する。

1.7 【訴訟当事者の追加の範囲】

商標拒絶査定不服審判行政案件において、訴訟当事者は通常、出訴された行政行為の客体及びその行政行為と利害関係を有するその他の者に限定されるものとし、商標審判手続きに参加しなかった引用商標権者等の主体を能動的に追加して訴訟に参加させることは適当でない。

1.8 【異議申立て事由と主体資格の認定】

異議申立人は、係争商標が商標法第10条、第11条、第12条の規定及び第13条第2項、同第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反した旨を同時に主張した場合は、第13条第2項、同第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定により請求する主体資格を備えているか否かについて審査しなければならない。異議申立人が商標法第33条に規定する「先行権利者又は利害関係者」に該当しない場合は、第10条、第11条、第12条の規定以外の請求の理由について審査すべきではない。

1.9 【涉外当事者の主体資格の認定】

涉外当事者の主体資格の認定には、涉外民事関係法律適用法第14条の規定を適用しなければならない。

当事者は、他の国又は地域の法律により相手方当事者の主体資格がすでに存在しないと主張する場合は、当該主体資格の登記抹消の証拠及び当該国又は地域の主体資格の抹消に関する法律の規定を提示しなければならない。

他の国又は地域の法律により、主体資格が登記簿から削除された後も回復できる場合は、主体の存続状態について補正及び説明を行う機会を当事者に与えることができる。当事者は立証を怠った場合、相応の法的結果を負わなければならない。

2. 審査範囲

2.1 【審判理由漏れの法的結果】

商標審判の範囲は通常、請求人が申請書、補足理由に明記した理由及びそれと対応する法律条文に限られる。被請求人の答弁事実と理由が前述の請求の内容に直接関連している場合は、併せて審査することができるが、商標法に規定する期間を超えた場合を除く。商標審査部門が前記状況に応じた審査を行っておらず、かつ、当事者の権利に実際の影響を与えた場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

商標審判手続きにおいて、請求人若しくは被請求人の答弁事実及び理由、後続の証拠調べに関する意見等の内容が明らかに請求範囲を超え、又は請求人が申請書及び補足理由に法律条文を列挙したのみで、全文の中では関連事実及び理由について論述しなかった場合において、当事者がこれにより商標審査部門に審判理由の漏れがあると主張したときは、これを支持しない。

2.2 【第 13 条と第 30 条の選択・適用】

当事者が商標法第 13 条、又は同時に第 13 条及び第 30 条を根拠として請求しているが、商標審査部門は商標法第 13 条を根拠に審査しておらず、かつ当事者の請求を支持していない場合は、審判理由の漏れに該当する。当事者の権利に実際の影響を与えた場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

2.3 【範囲を超えた審査の法的結果】

当事者は、出訴された裁決の内容が、商標登録出願拒絶査定、不登録査定、登録商標取消又は維持査定、及び当事者の審判請求、答弁の範囲を超えており、かつ法的根拠がないことを証明する証拠があり、超過部分が違法であると主張した場合は、これを支持することができる。

2.4 【審判証拠の補充】

商標審判手続きにおいて、当事者は商標法実施条例第59条の規定により、証拠提示を補充する必要がある旨を表明したが、商標評審部門が法に規定する期間が満了する前に直接出訴された裁決を行った場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

2.5 【商標拒絶査定不服審判の審査範囲】

商標拒絶査定不服審判行政案件において、商標評審部門が請求人の意見を聴取せず、商標登録出願拒絶査定の範囲を超えて、直接商標法第10条、第11条、第12条又は第16条第1項の規定により出訴された審決を下した場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

2.6 【不登録査定不服審判の審査範囲】

商標不登録査定不服審判行政案件において、出訴された裁決内容が登録を許可しない商品又は役務の範囲を超えた場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

商標評審部門が不登録査定不服審判の請求理由を審査する際、通常、不登録査定の審査範囲、請求人の審判請求の主張及び元の異議申立人が審判において主張し、すでに異議申立段階で請求した理由に基づき確定しなければならない。

2.7 【登録商標無効審判の審査範囲】

登録商標無効審判行政案件において、商標評審部門は通常、当事者の請求や答弁における事実、理由及び請求事項について審査しなければならない。商標評審部門が前述の範囲を超えて審判した場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持することができる。

2.8 【商標行政訴訟における審査範囲の確定】

商標行政訴訟において、審査範囲は通常、原告の訴訟上の請求と理由に基づき確定される。原告は主張していないが、出訴された裁決が明らかに不適切である場合は、各当事者の意見陳述後に、関連の事由を審査し、裁定しなければならないが、出訴された裁決の審査範囲を超えてはならない。

商標審判手続きにおいて、当事者が複数の理由を提示したが、商標評審部門は理由の一部のみに基づき出訴された裁決を下し、かつ認定の結論に誤りが存在する場合において、当事者が出訴された裁決の取り消しを主張したときは、これを支持することができる。ただし、商標評審部門で審査していない事由については直接支持すべきではない。

2.9 【「絶対的理由」と「相対的理由」の同時適用】

商標評審部門が商標法第10条、第11条、第12条の規定及び第30条、第31条の規定により行った係争商標登録出願に関する拒絶査定について、商標評審部門が商標法第10条、第11条、第12条の規定及び第30条、第31条の規定を同時に適用して審査したことを理由に出訴された査定を取り消してはならない。

3. 送達

3.1 【送達先住所の確認】

当事者が、商標審判手続きにおいて送達先住所を確認しており、かつ商標行政訴訟手続きにおける適用に同意した場合は、当該住所をもって送達することができる。

3.2 【電子送達】

ファクシミリ、電子メールにて送達する場合は、ファクシミリの送受信番号、送受信する電子メールアドレス、送信日時、送達する訴訟文書の名称を記録したうえ、ファクシミリ送信確認票、電子メール送信完了ページをプリントアウトし、調査に備えてファイルに保管しなければ

ばならない。

ショートメッセージ、WeChat 等にて送達する場合、送受信の携帯電話の番号、送信日時、送達する訴訟文書の名称を記録したうえ、ショートメッセージ、WeChat 等で送達した内容を写真に撮り、調査に備えてファイルに保管しなければならない。

3.3 【送達の認定基準】

商標審判手続きにおいて郵送する商標審判案件受理通知書、立証通知書、答弁通知書、証拠交換通知書及び証拠等の案件関連資料は、いずれも当事者による受領を送達の基準とする。

3.4 【送達に関する立証責任】

商標行政訴訟において、当事者が案件関連資料を受領しなかったことを理由に送達手続きの違法を主張した場合は、商標評審部門は当事者が案件関連資料を受領したことに係る証拠を提供しなければならない。郵政部門がロットごとに印刷した送付リストは、一応の証拠とすることができる。

文書発行リスト等の内部手続き資料、及び当事者から授権を受けていない建物管理者又は守衛による受領代行等の証憑は、当事者が案件関連資料を受領したことを証明するには不十分である。

3.5 【送達手続きの不適切】

商標評審部門は、当事者が案件関連資料を受領したことの直接の証拠を提供できないが、審判手続きに参加するよう原告に通知したことの一応の証拠を提供することができ、かつ出訴された裁決の理由と結論のいずれにも不適切なところがなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、当事者が送達手続きの違法を主張したときは、これを支持しないことができる。

- (1) 当事者が送達手続きの違法に関する主張以外に、実体的な理由を提示しなかった場合
- (2) 当事者が送達手続きの違法に関する主張以外に実体的な理由を提示したが、当該理由

が成立せず又は本件の審理範囲に属しない場合

4. 「一事不再理」の認定

4.1 【「同一の事実」】

当事者が元の行政行為の後に新たに発見した証拠、又は元の行政手続きにおいて客観的な事由で取得できず若しくは所定の期間内に提供できなかった証拠に基づいて行った請求は、「同一の事実」による再度の請求に該当しない。

次に掲げる状況は、「同一の事実」による再度の請求に該当する。

(1) 当事者が、図書館で検索した資料等、元の行政手続きにおいても取得できるが、正当な理由なくして提出しなかった証拠に基づいて再度の請求を行った場合

(2) 当事者が先行著作権の侵害を主張し、元の行政手続きにおいて関連著作物を提出したが、新たに取得した著作権登記証書のみに基づいて再度請求を行った場合

4.2 【「同一の理由」】

次に掲げる状況は、「同一の理由」による再度の請求に該当しない。

(1) 元の行政手続きでは当事者の主張の一部の理由のみが審理され、その当事者が審理されなかったその他の理由について再度の請求を行った場合

(2) 当事者が、元の行政手続きでは言及していない引用商標に基づいて再度の請求を行った場合

(3) 元の行政手続きにおいて、当事者が商標法第 13 条に基づき請求したが、商標評審部門は自ら商標法第 30 条の適用に転換し、かつこれを支持せず、当事者は商標法第 13 条により再度の請求を行った場合

(4) 商標異議査定不服審判手続きにおいて、当事者が 2001 年商標法第 10 条第 1 項第(七)号に基づいて請求したが、商標評審部門では自ら 2001 年商標法第 10 条第 1 項第(八)号の適用に転換してこれを支持し、行政訴訟手続きを経て当該請求が成立しないと判断され、係争商

標の登録が許可されており、当事者が 2013 年商標法第 10 条第 1 項第 (八) 号に基づき再度無効審判を請求した場合

4.3 【「同一の事実と理由」での再度の審判請求】

当事者が「同一の事実と理由」で審判を再度請求し、商標評審部門は受理せず、又は商標法実施条例第 57 条の規定により却下したが、当事者は法定手続きの違反を主張したときは、これを支持しない。

5. 行政行為再実施の処理

5.1 【証拠の提出】

出訴された差戻し審裁決の行政案件の審理において、当事者は商標評審部門がその補充証拠を採用しなかったことを理由に、法定手続きの違反を主張した場合は、通常は支持しないが、当該証拠が発効した裁定によって認定されていない内容であり、かつ案件の審査結果に影響を与えるのに十分であるのに、商標評審部門が採用しなかった場合を除く。

5.2 【差戻し審裁決の審査手続き】

商標評審部門が発効した判決に従い、出訴された審決を改めて行う場合、合議体の構成員を少なくとも 1 名変更しなければならない。当事者がそれを変更しなかったことで法定手続きの違反を主張した場合は、これを支持することができる。

発効した判決に、実体的な認定結論が出されており、商標評審部門は答弁、証拠交換、証拠調べ等を行うよう当事者に別途通知せずに出訴された裁決を直接下した場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持しない。

5.3 【訴訟提起の処理】

商標評審部門が発効した判決に従い、出訴された審決を改めて行い、当事者がこれにより行

政訴訟を提起した場合は、不受理決定を下す。すでに受理した場合は、提訴却下決定を下す。ただし、商標評審部門が出訴された審決を下す根拠となる事由が存在しなくなった場合を除く。

6. その他の手続事項

6.1 【商標登録事項の認定の根拠】

商標登録証と商標登録簿に記載された登録事項が一致しない場合は、商標登録簿を認定の根拠とする。ただし、商標登録簿に確かに誤りがあることを証明する証拠がある場合を除く。

6.2 【訴訟提起日の計算】

原告が行政行為を不服として訴訟を提起した場合は、提起期間は原告が出訴された審決を受領した翌日から起算する。

6.3 【商標評審部門の立証責任】

商標行政訴訟において、商標評審部門が正当な理由なくして、期間を徒過しても立証しなかった場合は、行政訴訟法第 34 条に規定する状況に当たると認定することができる。ただし、出訴された裁決が第三者の合法的な権益に関わるもので、第三者が証拠を提供した場合を除く。

6.4 【期間を徒過して行う出訴された裁決の処理】

商標行政訴訟において商標評審部門は、商標法第 34 条、第 35 条、第 44 条、第 45 条、第 49 条に規定する法律に定める期間通りに出訴された裁決を行っていないが、当事者の権利に実際の影響を与えない場合において、当事者がこれにより法定手続きの違反を主張したときは、これを支持しない。

6.5 【商標登録取消審判の行政案件における証拠の提出と受入】

商標登録取消審判の行政案件において当事者は明確に、取消の審決が下される前に提出した証拠原本を根拠に、係争商標の実際の使用を主張したが、商標評審部門は、当事者が証拠を提出しなかったことのみを理由に係争商標の登録を取り消した場合は、当事者がこれにより出訴された審決の取り消しを請求したときは、これを支持することができる。

6.6 【規定通りの案件受理费の事前支払いを行わなかった場合の法的結果】

商標行政訴訟において、原告又は上诉人が訴訟費用納付弁法第 22 条に規定する期間内の案件受理费の支払いを行っておらず、納付猶予・軽減・免除も申請しておらず、又は申請したが許可されなかった場合は、『中華人民共和国行政訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 61 条の規定により、自動的な訴訟取下げとして処理することができる。

6.7 【訴訟費用の負担】

商標行政訴訟において、当事者が訴訟段階で補充した証拠を受け入れたことで出訴された審決が取り消された場合は、訴訟費用は補充証拠を提出した当事者が負担しなければならない。

6.8 【合議体構成員の未告知】

当事者は、商標評審部門が合議体の構成員を告知しなかったことにより忌避申請の権利行使が不可能となり、法定手続きの違反を主張したが、実質的な忌避理由を提示しなかった場合は、これを支持しないことができる。

6.9 【双方の代理】

同一の代理機構又は代理人が同一である案件の、商標行政手続きの異なる段階においてそれぞれ双方当事者の代理を行う場合は、出訴された行政行為の法定手続き違反を認定することができるが、当事者が同意を明示した場合を除く。

6.10 【訴訟終結の適用】

商標無効審判行政案件において、係争商標が登録を取り消された場合は、『中華人民共和国行政訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 88 条に規定する「訴訟の終結」の状況に該当しない。

6.11 【当事者による「翻訳文書」提出拒否の処理】

商標行政訴訟において、第三者が外国人であり、原告は、翻訳資質のある機構から発行された訳文を提出しておらず、翻訳の委託及び相応の費用の納付も行っておらず、釈明を経ても合理的な期間内に提出しなかったことにより、当該外国当事者に送達できなかったときは、起訴を却下する旨の決定を下すことができる。前項規定における翻訳が必要な文書には、起訴状、開廷召喚状を含む。

第二部 関連実体問題

7. 基本的ルール

7.1 【商標法第 4 条の適用】

商標出願人は使用しようとする真の意図が明らかに欠けており、かつ、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第 4 条の規定違反と認定することができる。

(1) 異なる主体の、一定の知名度又は顕著な特徴を有する商標と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(2) 同一の主体の、一定の知名度又は顕著な特徴を有する商標と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(3) 他人の商標以外その他の商業標識と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、

情状が重いこと

(4) 一定の知名度を有する地名、景勝地名称、建築物名称等と同一又は類似する商標の登録出願を行い、かつ、情状が重いこと

(5) 商標の登録出願を大量に行い、かつ正当な理由を欠くこと

前述の商標出願人が使用しようとする真の意図がある旨を主張しているが、証明する証拠を提出していない場合は、これを支持しない。

7.2 【誠実信用の原則の適用】

商標行政案件において、係争商標の登録出願は商標法第7条第1項の規定に反するものであってはならない。

7.3 【商標標章の構成要素】

係争商標の構成要素は、商標登録公告、商標登録出願書類又は商標登録簿等に明示された内容を根拠とする。

7.4 【商標譲受が関連条項の認定に影響を与えない】

係争商標の登録出願が商標法の関連規定に違反した場合、係争商標の出願人又は登録者は、当該商標の譲受に過失が存在しないことのみを理由に、係争商標の登録を許可し又はその有効性を維持すべきである旨を主張したときは、これを支持しない。

7.5 【登録者が取り消され又は抹消された場合の処理】

商標登録取消審判、商標無効審判行政案件において、係争商標の登録権利者の営業許可証が取り消され又は抹消された場合は、これのみにより係争商標の登録取消又は無効審決を下すことは適当でない。

8. 商標法第 10 条の適用

8.1 【商標法第 10 条第 1 項の認定基準】

係争商標の標章に複数の意味若しくは複数の使用方式があり、そのうちの 1 つの意味又は使用方式は、商標法第 10 条第 1 項に規定する状況に該当すると容易に公衆に認識される場合は、係争商標の同規定違反と認定することができるが、係争商標の使用の状況については通常考慮しない。

8.2 【中国の国家名称を含む標章】

係争商標の標章は、中華人民共和国の国家名称を含むが、全体的に異なり、又は類似しておらず、商標として登録されると国家の尊厳を損なう恐れがあるときは、商標法第 10 条第 1 項第（八）号に規定する状況に該当すると認定することができる。

8.3 【外国の国名を含む標章】

外国の国名として、外国の国名の中国語、外国語による全称又は略称等がある。公式文献等を外国の国名を認定するための根拠とすることができる。

係争商標の標章は、外国の国名を含むが、全体的に異なり、又は類似してはいないが、商標として登録されると同国の尊厳を損なう恐れがあるときは、商標法第 10 条第 1 項第（八）号に規定する状況に該当すると認定することができる。

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第 10 条第 1 項第（二）号に規定する「当該国政府の許諾を得た」ものに該当すると推定することができるが、反対の証拠がある場合を除く。

(1) 当事者から、当該国政府による係争商標登録出願の許諾書類が提出されたこと

(2) 当事者から、同一の出願人が同一の商品又は役務において当該国で係争商標の登録を受けた旨の書類が提出されたこと

8.4 【「欺瞞性」の認定】

公衆の日常生活の経験等から、係争商標の指定商品又は役務の品質等の特徴又は産地に関し誤認を生じさせない場合は、商標法第10条第1項第(七)号に規定する状況に該当しない。

8.5 【企業名称を使用した商標の登録】

係争商標に企業の全称又は略称が含まれているが、出願人は当該企業の全称又は略称と実質的な相違がある場合において、公衆に商品又は役務の出所について容易に誤認を生じさせるときは、商標法第10条第1項第(七)号に規定する状況に該当すると認定することができる。

係争商標の標章は、出願人の企業全称又は略称のみからなり、又は顕著な識別性の部分が企業全称若しくは略称のみである場合において、前項にいう状況に該当しないときは、商標法第11条第1項第(三)号に規定する状況に該当すると認定することができるが、顕著な特徴を有し、かつ商慣行に適合するものを除く。

前述の企業全称又は略称が公衆に企業の主体としての立場を指す標識であると容易に認識させることが認定の要件になる。

8.6 【「その他の悪影響」の判断要素】

公衆の日常生活上の経験又は辞書、参考書等公式文献、又は宗教等分野の人々の一般的な認識に基づき、係争商標の標章又はその構成要素が中国の公共の利益若しくは公の秩序に消極的・マイナスな影響を与える恐れがあると確定できる場合は、商標法第10条第1項第(八)号に規定する「その他の悪影響」を有すると認定することができる。

当事者の主観的意図、使用方法、侵害の結果等は、「その他の悪影響」を有するか否かを認定するための参考要素とすることができる。

8.7 【「その他の悪影響」の判断時点】

係争商標の標章或いはその構成要素に「その他の悪影響」を有するか否かを審査、判断するとき、通常は係争商標の登録出願時の事実状態を基準とする。登録の時点で事実状態に変化が生じた場合は、登録時の事実状態に基づき「その他の悪影響」を有するか否かを判断する。

8.8 【「著名な故人の人物名」の保護】

係争商標の標章又はその構成要素が、特定の業種や地域の亡くなった著名な人物の氏名、肖像等と同一又は類似し、これにより、公衆に係争商標の指定商品又は役務の品質、信用・名誉、工芸手法等の特徴について誤認を生じさせる場合は、商標法第10条第1項第（七）号に規定する状況に該当すると認定することができる。

係争商標の標章又はその構成要素が、亡くなった政治、経済、文化、宗教、民族等の著名な人物の氏名、肖像等と同一又は類似するもので、中国の公共の利益及び公の秩序に消極的・マイナスな影響を与える恐れがある場合は、商標法第10条第1項第（八）号に規定する「その他の悪影響」を有する状況に該当すると認定することができる。

8.9 【「文字の規範的な使用」の認定】

係争商標の標章或いはその構成要素において、漢字又は熟語が規範的に使用されておらず、中国の文化教育の面で消極的・マイナスな影響を与える恐れがある場合は、商標法第10条第1項第（八）号に規定する「その他の悪影響」を有する状況に該当すると認定することができる。

8.10 【地名商標のその他の意味】

係争商標の標章又はその構成要素に、県級以上の行政区画の地名若しくは公衆に知られた外国の地名を含むが、全体として別の意味を有するものは、商標法第10条第2項に規定する状況に該当しないと認定することができる。

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、係争商標が全体として別の意味を有するも

のと認定することができる。

(1) 地名のみからなる係争商標であり、当該地名にその他の意味を有すること

(2) 地名を含む係争商標であるが、全体として当該地名と区別できること

(3) 地名を含む係争商標であり、全体として当該地名と区別することはできないが、使用することによって、公衆が区別できるようになること

8.11 【登録された「地名」商標の拡大登録の判断】

商標法で地名の商標としての登録と使用が禁止される前にすでに登録された地名商標は、元の登録範囲内において有効である。当事者が当該地名商標に基づき別の商標の登録出願を行う旨を主張した場合は、通常これを支持しない。

9. 商標法第 11 条の適用

9.1 【判断主体】

係争商標に顕著な特徴を有するか否かを判断するとき、当該商標の指定商品又は役務と関係する消費者及び前述の商品又は役務の営業販売と密接に関わるその他の経営者等の関連公衆を判断の主体としなければならない。

9.2 【適用条項の総括】

出訴された審決には、係争商標が商標法第 11 条第 1 項第 (一) 号、第 (二) 号、第 (三) 号に該当する具体的な状況を明確にしておらず、商標法第 11 条第 1 項と総括的に記述するだけで、当事者が、法律適用の誤りを主張した場合は、これを支持することができる。

9.3 【具体的な条項の同時適用】

商標法第 11 条第 1 項第 (一) 号、第 (二) 号及び第 (三) 号に、係争商標の標章に顕著な特徴を有しない状況をそれぞれ規定していて、同一の商標が同一の商品において顕著な特徴

を有するか否かを認定するときは通常、同時に適用することは適当でない。

9.4 【顕著な特徴の認定範囲】

係争商標の標章は、関連公衆に商標として識別されない場合は、いかなる指定商品に使用しても顕著な特徴を有しない。

係争商標の標章は、その指定商品の品質、数量等の特徴のみに関して説明するものである場合は、当該商品において顕著な特徴を有しない。

9.5 【新しい類型の商標の顕著な特徴の認定】

色彩の組合せの標章、音の標章、又は商品自体の形状、包装、装飾等の形式で表現する立体標章等が、当事者で独創したものか又は最も先に使用したものであるかは、当該標章に顕著な特徴を有するか否かの認定とは無関係である。

9.6 【「その他の顕著な特徴に欠ける」認定】

係争商標が広告宣伝文句等のみからなる場合は、通常、商標法第11条第1項第(三)号に規定する状況に該当する。

9.7 【「第二の意味」の認定】

当事者が、係争商標が使用により顕著な特徴を得た旨を主張した場合は、次の要素を総合的に勘案したうえで認定することができる。

(1) 係争商標の標章を使用することで、商品の出所識別の役目を果たすに足るようになること

(2) 係争商標の標章を使用する時間、地域、範囲、規模、知名度等

(3) その他の経営者における係争商標標章の使用状況

係争商標の標章を使用することで顕著な特徴を取得することの認定は、それを使用する商品に限るものとし、類似商品を含まない。

9.8 【立体標章の顕著な特徴の判断】

立体標章を含む係争商標には、全体として顕著な特徴を有するか否かを判断しなければならない。通常、当該商標に文字又は図形等その他の要素を含むことのみを理由に、顕著な特徴を有すると認定してはならない。

10. 商標法第 12 条の適用

10.1 【立体標章の機能性】

当事者が商標として登録出願する立体標章は、商品自体の性質による形状、それ自体の技術的効果を果たすうえで必要な形状又は商品に実質的価値を持たせるための形状からなる場合は、商標法第 12 条に規定する状況に該当すると認定することができ、当該立体標章の使用状況は考慮しない。

10.2 【商品自体の性質による形状】

商品固有の目的、機能、用途、効果等を実現するために必ず又は一般的に取り入れる形状は、商品自体の性質による形状に該当する。

10.3 【商品の技術的効果の実現に必要な形状】

特定の技術仕様、指標等を実現するために取り入れる形状は、それ自体の技術的効果の実現に必要な形状に該当する。

10.4 【商品に実質的価値を持たせる形状】

消費者の購買意欲に影響を与える商品の外観、形態等は、商品に実質的価値を持たせる形状に該当する。

11. 商標法第 13 条の適用

11.1 【馳名商標の立証】

当事者は、先行商標が馳名商標（日本の著名商標に該当——訳注）を構成する旨を主張する場合は、通常、係争商標の出願日以前に当該商標が有名であった旨の証拠を提出しなければならない。

当事者が提出した係争商標の出願日以降に形成された証拠は、先行商標が、係争商標の出願日以前に有名であったことを証明するに足る場合、採用することができる。

11.2 【馳名商標の保護】

商標法第 13 条第 3 項の規定を適用するとき、次の要件を考慮しなければならない。

- (1) 引用商標が係争商標の出願日以前に馳名の状態に達したこと
- (2) 係争商標が馳名商標の複製、模倣又は翻訳であること
- (3) 係争商標が登録されると公衆を容易に誤った方向に導き、馳名商標の所有者の利益を損なう恐れがあること

前項に掲げる要件のいずれかが成立しない場合は、その他の要件について認定する必要がない。

11.3 【馳名商標の保護範囲】

馳名商標の保護範囲の認定にあたり、商標の識別性、知名度、商標標章の類似度、指定商品の状況、関連公衆の一致性と注目度、係争商標の出願人の主観的な状態等の要素を総合的に勘案することができる。

11.4 【第 13 条第 3 項を適用する状況】

次に掲げるものが、商標法第 13 条第 3 項に規定する状況に該当する。

- (1) 同一でも類似でもない商品において登録出願した係争商標は、引用商標を複製、模倣

又は翻訳したものであり、関連公衆に引用商標と係争商標を使用する商品の出所について誤認を生じさせるのに十分であり、又は引用商標と係争商標を使用する経営者の間に使用許諾、関連企業の関係等特定の関連性があると認識させるのに十分である。

(2) 同一でも類似でもない商品において登録出願した係争商標が、引用商標を複製、模倣又は翻訳したものであり、関連公衆に引用商標と係争商標の間にかかなりの程度の関連性を有すると認識させるのに十分であり、引用商標の識別性を弱め、又はその市場での名声を貶め、又は引用商標の市場での名声を不正に利用すること。

11.5 【馳名状態】

次に掲げる事由は、先行商標が馳名状態に達したと認定することはできない。

(1) 当事者自身の経営の歴史は長く、高い知名度を有するが、先行商標が中国国内で関連公衆に熟知されていることが証明できないこと

(2) 先行商標は、他の国・地域等で高い知名度を有するが、係争商標の出願日以前の実際の使用状況により、中国国内の関連公衆に熟知されることが不可能であること

11.6 【複製、模倣及び翻訳の認定】

係争商標の標章が他人の馳名商標の標章と同一又は視覚的にはほぼ相違がないことは、複製に該当する。

係争商標の標章において他人の馳名商標の顕著な部分又は顕著な特徴等を使用することは、模倣に該当する。

係争商標の標章において他人の馳名商標を異なる言語文字で表現し、かつ当該言語文字と他人の馳名商標との対応関係が確立されており、関連公衆に広く知られており又は慣用されていることは、翻訳に該当する。

11.7 【馳名商標の条項の変換】

商標評審部門は次に掲げる要件に適合する状況において、商標法第 30 条又は第 31 条を適

用して出訴された裁決を下し、かつ、当事者の請求を支持しており、相手方当事者が法律適用の誤りを主張したときは、これを支持しない。

(1) 当事者が商標法第 13 条第 3 項の規定により、同一又は類似の商品において登録出願した係争商標に対し登録拒絶又は無効審判を請求した場合

(2) 当事者は係争商標の登録出願が商標法第 30 条又は第 31 条の違反を明確に主張しなかった場合

(3) 係争商標の登録拒絶又は無効審判を請求する当事者が、関連公衆に係争商標と引用商標で表示される商品の出所について容易に混同を生じさせることが実質的な理由である場合

(4) 当事者による係争商標の無効審判請求が商標法第 45 条第 1 項に規定する 5 年の期間を超えていない場合

11.8 【登録された馳名商標の同類商品における保護】

係争商標が登録日から 5 年を超えており、馳名商標の所有者が商標法第 13 条第 3 項の規定により、同一又は類似する商品において係争商標の無効審判を請求した場合は、これを支持することができる。

12. 商標法第 15 条の適用

12.1 【授権未取得の認定】

被代理人又は被代表者が代理人又は代表者による係争商標の登録出願に同意する旨の明確な意思表示をしていないことは、商標法第 15 条第 1 項に規定する「授権未取得」に該当する。

被代理人又は被代表者が係争商標の登録出願を知っているが反対意見を提示しなかった場合は、通常、これを根拠として、代理人又は代表者による係争商標の登録出願に同意したと推定してはならない。

12.2 【「被代理人又は被代表者の商標」】

被代理人又は被代表者が係争商標の出願日以前にすでに登録又は出願した商標は、商標法第15条第1項に規定する「被代理人又は被代表者の商標」に該当しない。

被代理人又は被代表者が実際に当該商標を使用したか否かは、商標法第15条第1項の認定の要件に該当しない。

12.3 【適用要件】

代理人又は代表者が授権を受けずに登録出願した商標が、被代理人又は被代表者の商標と同一又は類似するものであり、指定商品が被代理人又は被代表者の商標の対象商品と同一又は類似することは、商標法第15条第1項に規定する状況に該当する。

12.4 【適用主体】

係争商標の出願人は、商標法第15条第1項に規定する「代理人又は代表者」、第2項に規定する「出願人」と親族関係にあるもの、又は「代理人又は代表者」若しくは「出願人」の会社の法定代表者に当たる場合は、商標法第15条を適用する主体に該当する。

12.5 【「先使用」の判断】

他の国や地域のみで商標を使用することは、商標法第15条第2項に規定する「先使用」に該当しない。

商標の使用の規模、期間、知名度等の要素は、「先使用」の判断に影響を与えない。

12.6 【「先使用」の証拠の認定】

「先使用」による商標の保護を主張する当事者は、係争商標の出願日以前に中国国内で商標を使用した証拠を提出しなければならない。その他の国、地域での使用の証拠又は中国国内で使用しようとする証拠は、商標の先使用の状況を証明するための補充証拠とすることができる。

12.7 【「その他の関係」の認定】

係争商標の出願人が先使用者と代理・代表の関係のほか、他人の商標の存在を知ることができ、かつ自発的に避けるべき関係を有する場合は、商標法第15条第2項に規定する「その他の関係」の状況に該当する。

12.8 【商標法第15条による認定の例外】

係争商標の出願人は、代理・代表の関係の形成以前に、係争商標を先使用したことを立証できる場合は、商標法第15条第1項に規定する状況に該当しないと認定することができる。

係争商標の出願人が、商標法第15条第2項に規定する「他人」より先に係争商標を使用したことを立証できる場合は、商標法第15条第2項に規定する状況に該当しないと認定することができる。

13. 商標法第16条の適用

13.1 【公衆を誤った方向に導く場合の認定】

係争商標が登録出願されると、関連公衆に、当該商標を使用する商品の真の生産地について容易に誤認を生じさせる場合は、商標法第16条第1項に規定する状況に該当する。

13.2 【「商標に商品の地理的表示がある」】

地理的表示の全体又はその主な識別される部分を含む係争商標で、関連公衆に、当該商標を使用する商品の真の生産地について容易に誤認を生じさせる場合は、「商品の地理的表示がある商標」の状況に該当する。

13.3 【出願主体】

地理的表示を保護するために設立された或いは地理的表示の保護を主旨とする団体、協会等は、係争商標が商標法第16条第1項の規定に違反するものと判断した場合、請求すること

ができる。

当該地理的表示を使用する製品の生産加工者、市場経営者は利害関係者として請求することができる。

13.4 【所属国の先保護原則】

外国人が、係争商標の登録出願で商標法第 16 条第 1 項の規定に違反したとして登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきであると請求した場合は、その名義にある当該地理的表示が所属国において法的に保護されている旨の証明を提供しなければならない。

13.5 【混同の判断】

地理的表示の団体商標又は証明商標の登録出願が後であり、一般商標の出願が先である場合、地理的表示の客観的な存在の状況及びその知名度、識別性、関連公衆の認知等要素を踏まえて、関連公衆に商品又は役務の出所について容易に混同を生じさせるか否かを判断しなければならない。地理的表示の団体商標又は証明商標の出願が先で、一般商標の出願が後である場合は、地理的表示の知名度に不正に便乗するという視点から、関連公衆に商品又は役務の出所について容易に混同を生じさせるか否かを判断することができる。

13.6 【馳名商標保護の適用】

地理的表示の団体商標又は証明商標が、すでに有名であった場合、商標法第 13 条第 3 項を適用して保護することができる。

当事者が、商標法第 13 条第 3 項により地理的表示の団体商標又は証明商標の不登録又は無効審判を請求した場合は、地理的表示の客観的な存在の状況及びその知名度、識別性、関連公衆の認知等の要素を踏まえて、地理的表示の団体商標又は証明商標が登録されると、関連公衆を誤った方向に導き、一般商標登録者の利益が損害される恐れがある否かを認定しなければならない。

13.7 【地理的表示の一般商標としての登録】

係争商標の出願人又は登録した者が、地理的表示の全体又は主な識別部分を証明商標又は団体商標以外の商標として登録出願した場合は、商標法第 16 条第 1 項、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定等を適用して審理することができる。

13.8 【地理的範囲の確定の誤り】

地理的表示の団体商標又は証明商標の出願人が出願書類に示した地域の範囲が真の生産地と一致しない場合は、商標法第 16 条第 1 項の規定等を適用して審理することができる。

13.9 【法律条項の適用】

当事者は、他人が登録出願した地理的表示の証明商標又は団体商標が商標法第 16 条第 2 項の規定に違反したとして登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきであるとした場合は、商標法第 30 条における「この法律の関連規定を満たさない」内容を適用して審理する。

14. 商標法第 19 条第 4 項の適用

14.1 【商標代理機構の認定】

すでに届出を行った、商標代理業務に従事している主体、工商営業許可証の中に商標代理業務に従事するとの記載のある主体、及び届出を行っていないが、実際に商標代理業務に従事している主体は、商標法第 19 条第 4 項に規定する「商標代理機構」に該当する。通常、営業許可証に記載された事業内容は「商標代理機構」の認定を除外する根拠にはならない。

14.2 【商標代理業務の認定】

依頼を受けて、依頼人の名義で、商標の出願、審判又はその他の商標関連業務（商標の出願、変更、更新、譲渡、異議申立て、取り消し、審判、権利侵害の苦情申立ての代理、商標に関する法律相談の提供、商標に関する法律顧問の担当、その他の商標関連業務の代理等を含む）を

取り扱うことは、商標代理業務に該当する。

14.3 【係争商標の譲渡は主体の認定に影響を与えない】

商標審判手続きにおいて、係争商標が商標代理機構から商標代理以外の機構に譲渡され、名義変更された場合は、商標法第 19 条第 4 項の規定を適用して審理することができる。

14.4 【係争商標の登録出願範囲の確定】

「代理サービス」は「類似商品及び役務区分表」第 45 類、類似群コード 4506 の役務項目に限定される。

商標代理機構が、商標代理サービス以外のその他の商品又は役務の類別において商標の登録出願を行うことは、支持しない。

15. 商標法第 30 条、第 31 条の適用

15.1 【商標の拡張登録の制限】

係争商標の出願人の先行商標が登録された後、係争商標が出願される前に、係争商標と同一又は類似する他人の商標が同一又は類似の商品において登録され、かつ、継続的な使用により一定の知名度が生じている状況において、係争商標の出願人が、自身の先行商標がすでに使用されていること、又は、使用により知名度を生じ、関連公衆に容易に混同を生じさせるものではないことを証明できない場合、係争商標の出願人が自身の先行商標の存在をもって係争商標が登録されるべきである旨を主張したとしても、これを支持しないことができる。

15.2 【商標類似の判断の規則】

商標法第 30 条、第 31 条を適用するとき、商標標章の類似の度合、商品の類似の度合、引用商標の識別性と知名度、関連公衆の注目度及び係争商標の出願人の主観的意図等の要素、並びに前述の要素間の相互影響を総合的に勘案することができるが、関連公衆に容易に混同を生

じさせるか否かを基準とする。

同一の商標標章、かつ同一の指定商品である場合は、他の要素を考慮する必要がなく、商標法第 30 条、第 31 条の規定に違反したと直接認定することができる。

引用商標の全体又は顕著な識別部分を係争商標の構成要素とした場合は、商標標章の類似であると認定することができる。

15.3 【商標拒絶査定不服審判行政案件における商標類似性の判断】

商標拒絶査定不服審判行政案件において、係争商標と引用商標が類似するか否かは、主に係争商標の標章と引用商標の標章の類似の度合等の要素に基づき認定する。係争商標の知名度を考慮しなくてもよい。

15.4 【商標異議査定不服審判・無効審判行政案件における商標の類似性の判断】

商標異議査定不服審判・商標無効審判行政案件において、係争商標の出願人に主観的に悪意がなく、かつ特定の歴史的原因により、係争商標がすでに引用商標と長期間にわたって共存し、市場で既定の枠組みが形成されており、関連公衆に混同を生じさせない旨を当事者が主張した場合は、類似商標に該当しないと認定することができる。

係争商標と引用商標が類似するか否かを認定するには、係争商標の出願人及び引用商標権者が提供した証拠、係争商標の出願人の主観的状态等を総合的に勘案することができる。

15.5 【市場調査報告書の認定】

当事者が、係争商標と引用商標が類似商標でないことの証明として市場調査報告書を提出することができるが、当該報告書の結論が真実性、科学性を欠く場合は、採用しないことができる。

15.6 【商標法第 30 条、第 31 条の適用条件】

商標行政案件において、係争商標の出願日を基準として引用商標が登録され、初期査定がな

され、又は先に出願した商標であることを認定しなければならない。

引用商標は、係争商標より出願日が高いが、係争商標の出願日以前に、まだ登録又は初期査定がなされておらず、商標評審部門が出訴された裁決を下した時点で、引用商標が登録され又は初期査定がなされた場合でも、商標法第31条の規定を適用して引用商標と係争商標が類似商標を構成するか否かを認定しなければならない。

15.7 【引用商標権者が抹消された場合】

商標行政案件において、引用商標権者がすでに抹消されており、権利義務の主体の存在を証明する証拠がない場合は、引用商標と係争商標が類似商標に該当しないと認定することができる。

15.8 【中国語商標と外国語商標の類似性判断】

中国語商標と外国語商標の類似性を判断するにあたり、次の要素を総合的に勘案することができる。

- (1) 外国語の意味に対する関連公衆の認知度
- (2) 意味、呼び方等における中国語商標と外国語商標の関連性又は対応性
- (3) 引用商標の識別性、知名度及び使用の方式
- (4) 係争商標の実際の使用状況

15.9 【立体標章商標の比較】

立体標章商標に関わる類似性判断は、通常、当該標章における文字、図形等を先行登録された文字・図形商標と比較するだけでなく、商標全体を比較しなければならない。

15.10 【併存登録同意の属性】

係争商標と引用商標が類似商標を構成するか否かを判断するとき、併存登録同意を、混同を排除するための一応の根拠とすることができる。

15.11 【併存登録同意の方式要件】

引用商標権者は書面で係争商標の登録出願に同意し、係争商標の具体的な情報を明記しなければならない。ただし、条件付き又は期間を定めた併存登録同意は通常、採用しない。

併存登録同意は真実で合法的、有効でなくてはならず、国の利益、公共の利益及び第三者の合法的な権益を損なう等の状況が存在してはならない。そうでない場合は、採用してはならない。

15.12 【併存登録同意の法律効果】

引用商標と係争商標は、商標標章が同一又はほぼ同一で、かつ同一又は類似の商品に使用される場合は、併存登録同意のみを根拠として係争商標の登録出願を許可してはならない。

引用商標と係争商標は、商標標章が類似し、同一又は類似の商品に使用されており、引用商標権者から併存登録同意書が作成された場合は、係争商標と引用商標の併存により関連公衆に商品の出所について混同を生じさせるのに十分であることを証明するその他の証拠がない状況下で、係争商標と引用商標が類似商標に該当しないと認定することができる。

引用商標権者は、併存登録同意書を作成した後、係争商標と引用商標が類似商標に該当するとして不登録の異議申立、又は無効審判を請求した場合は、これを支持しないが、当該協議が法に基づいて無効又は取り消しとなった場合を除く。

15.13 【類似商品の認定】

商標拒絶査定不服審判行政案件において、通常、案件審理時点の「類似商品及び役務区分表」を、商品又は役務の類否の判断の根拠としなければならない。

商標不登録査定不服審判・商標無効審判行政案件において、案件審理時点の「類似商品及び役務区分表」は、商品又は役務の類否の判断の参考とすることができる。

15.14 【主観的悪意を有する場合の認定】

係争商標の出願人に主観的な悪意を有するか否かの判断にあたり、次の要素を総合的に勘案することができる。

- (1) 引用商標に高い識別性及び知名度を有すること
- (2) 係争商標の出願人の営業場所が引用商標権者のその近接地にあること
- (3) 係争商標の出願人が引用商標権者と同じ業界に属していること
- (4) 係争商標標章が引用商標標章とほぼ同一であり、係争商標の出願人から合理的な説明がなされていないこと

16. 商標法第 32 条の適用

16.1 【先行権利の範囲】

当事者が、反不正当竞争法第 6 条を根拠として合法的な先行権益を主張した場合は、商標法第 32 条を適用して審理することができる。

係争商標の登録出願が他人の先行権利を侵害するか否かを認定するにあたり、通常、先行権利を定めた法律を根拠とする。

16.2 【先行権利の時間の起算】

当事者が係争商標の登録出願により「先行権利」が侵害された旨を主張する場合は、係争商標の出願日以前に当該先行権利が合法的に存在していることを立証して証明しなければならない。

先行権利は、係争商標の登録された時点ですでに存在しなくなった場合は、係争商標を登録することを妨げない。

16.3 【外国人の先行著作権】

外国人が、係争商標の登録出願により先行著作権が侵害された旨を主張した場合は、著作権

法第2条の規定に従って処理する。

16.4 【先行著作権侵害の認定】

係争商標の登録出願が当事者の先行著作権を侵害するか否かを判断するとき、次の要件を考慮しなければならない。

- (1) 係争著作物が著作権法の保護の客体であること
- (2) 当事者が係争著作物の著作権者又は利害関係者であること
- (3) 係争商標の出願人が係争商標の出願日以前に係争著作物と接触した可能性があったこと

と

- (4) 係争商標標章と係争著作物が実質的に類似であること

前項に掲げる要件のいずれかが成立しない場合は、その他の要件について認定する必要がない。

16.5 【著作物の認定】

独創性を欠くものは、著作物として認定してはならない。

よく見られる簡単な図形、アルファベット等は通常、著作物として認定しない。

16.6 【保護期間を超えた著作物】

係争商標を登録出願するとき、当事者が著作権法に規定する保護期間を徒過した著作物をもって著作権を主張した場合は、これを支持しない。

係争商標標章と係争著作物が実質的に類似であるか否かを認定するとき、両方が共に利用しているパブリックドメインに属する表現は考慮要素としない。

16.7 【先行著作権帰属の認定】

当事者から提供された著作権が及ぶ草稿、原本、合法的な出版物、係争商標出願日以前の著作権登録証書、権利取得に関する契約書等は、先行著作権の帰属を認定する一応の証拠とする

ことができる。ただし、係争商標の出願人が反対の証拠を提供した場合を除く。

16.8 【利害関係者の資格の認定】

当事者が商標公告、商標登録証等を根拠に先行著作権の利害関係者として請求する権利がある旨を主張した場合は、これを支持することができる。

16.9 【独創性の程度が「実質的な類似」認定に与える影響】

独創性の低い著作物は、係争商標標章とその著作物が視覚的にほぼ相違がない場合、実質的に類似であると認定することができる。

16.10 【先行著作権侵害の不成立の抗弁】

当事者が、係争商標の登録出願で他人の先行著作権侵害に当たらない旨を主張し、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、これを支持することができる。

(1) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似の部分が著作権フリー素材又はパブリックドメインの情報に該当すること

(2) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似である理由が、共通の基準を実施し又は表現の形式が限られていることにあること

(3) 係争商標標章と係争著作物の同一又は類似の部分の出所が当事者以外の者の著作物であり、かつ同著作物が完成した時間が係争著作物よりも先であること

16.11 【先行著作権の保護範囲】

当事者が、先行著作権侵害を理由に係争商標の登録すべきではなく、又は無効審決を下すべきである旨を主張した場合は、係争商標の指定商品又は役務の類別については考慮しない。

16.12 【氏名権保護の具体的な利益】

当事者が係争商標の登録出願によりその先行氏名権が侵害された旨を主張する場合は、通

常、係争商標の出願人がその氏名を明らかに知りながら盗用、冒用等の手段で商標登録を出願していることを、立証しなければならない。

関連公衆が、係争商標を付した商品と当該自然人の間に許諾等特定の関係が存在すると容易に認識させる場合は、商標法第 32 条に規定する状況に該当すると認定することができる。

16.13 【氏名の範囲】

氏名には、戸籍登記に使用される氏名のほか、別名、ペンネーム、芸名、雅号、あだ名等も含まれる。

特定の自然人との対応関係が確立された主体識別用記号は、当該自然人の氏名とみなすことができる。

16.14 【自然人の名誉が氏名権に与える影響】

自然人の名誉は、その氏名権の保護の前提とはならないが、関連公衆において、ある氏名と特定の自然人との対応関係を確立するか否かを認定する場合の考慮要素とすることができる。

16.15 【肖像権の保護】

当事者が、係争商標の登録出願によりその先行肖像権が侵害された旨を主張する場合は、係争商標標章に、関連公衆にそれと対応する特定の自然人を識別させるに足る個人的な特徴を有することによって、当該自然人との安定的な対応関係が形成され、関連公衆が、係争商標を付した商品と当該自然人との間に許諾等特定の関係があることを容易に認識することを、立証しなければならない。

人物シルエットは、識別可能な特定の自然人の個人的な特徴を含んでおらず、当事者がこれによりその先行肖像権が侵害された旨を主張した場合は、これを支持しない。

16.16 【先行企業名称権の認定】

企業名称の略称又は屋号等が使用により一定の知名度を有し、当事者との安定的な対応関係がすでに確立されており、かつ当該使用行為が当事者の意思に背かない場合は、当事者はこ

れにより先行企業名称権を主張することができる。

16.17 【外国企業名称の保護】

外国企業の名称、屋号又はその常用翻字等が係争商標の出願日以前に中国国内で商業的に利用されて一定の知名度を有し、かつ関連公衆に知られている場合は、当事者は、これにより先行企業名称権を主張することができる。

16.18 【「商品化権益」の記述】

法令に「商品化権益」が規定されていない状況で、裁判文書に「商品化権益」等の呼称をそのまま使用することは適当でない。

16.19 【「商品化権益」認定の制限】

当事者が主張する「商品化権益」の内容が、氏名権、肖像権、著作権、一定の影響力のある商品（役務）の名称等法令で明確に規定された権利又は利益として保護される場合は、当事者が主張する「商品化権益」を認定することは適当でない。

商標法第32条の「先行権利」以外のその他の具体的な条項を根拠としても、当事者を救済するのに不十分であり、かつ前項に規定した状況に基づいても保護することができない場合において、特定の要件に適合するときは、当事者の主張に基づき、商標法第32条の「先行権利」を適用して保護することができるが、通常、反不正当竞争法第6条の規定に基づき認定しなければならない。

16.20 【「特定の条件」の認定】

この審理ガイドライン 16.19 条に規定する「特定の条件」に該当するか否かを認定するには、次に掲げる状況を同時に備えなければならない。

- (1) 「保護対象」は著作物名称、著作物の中の登場人物の名称等であること
- (2) 係争商標の出願日以前から、「保護対象」に一定の知名度を有していたこと

- (3) 係争商標の登録出願人に主観的な悪意があったこと
- (4) 係争商標標章が「保護対象」と同一又は類似していること
- (5) 係争商標の指定商品は、「保護対象」の知名度が及ぶ範囲内にあるもので、関連公衆に、「保護対象」の利益所有者から許諾を受け又は利益所有者と特定の関係にあるとの誤認を容易に生じさせること

16.21 【悪意による冒認出願が「未登録商標」に限定して適用される】

商標法第32条に規定する「出願人は他人がすでに使用している一定の影響のある商標を不正な手段で冒認出願してはならない」という「商標」は、「未登録商標」のことをいい、係争商標の出願日以前に商標登録出願を提出しておらず又は失効した商標を含む。

16.22 【悪意による冒認出願の適用要件】

係争商標の登録出願が、「他人が先に使用した一定の影響のある商標を不正な手段で冒認出願した」ものに該当するか否かを認定するとき、次に掲げる事由を同時に備えなければならない。

- (1) 未登録商標は係争商標の出願日以前にすでに使用されており、かつ一定の影響力を有すること
- (2) 係争商標が先使用の未登録商標と同一又は類似の商標であること
- (3) 係争商標の指定商品が、先使用の未登録商標を使用した商品と同一又は類似の商品であること
- (4) 係争商標の出願人は、他人が先に使用している商標の存在を明らかに知っている又は知るべきであること

商標出願人が、先使用商標の業務上の信用を利用しようとする悪意を有しないことを立証した場合は、前項にいう状況に該当しない。

16.23 【明らかに知っている又は知るべきであることの認定】

係争商標の出願人が他人の未登録商標を明らかに知っている又は知るべきであるか否かを認定するとき、次の要素を総合的に勘案することができる。

- (1) 係争商標の出願人と先行商標の使用者が商標許諾、商標譲渡等について連絡を行ったこと
- (2) 関連機関に、係争商標の出願人に商標権侵害行為があったと認定されたこと
- (3) 係争商標の出願人と先行商標の使用者が同じ業界に属していること
- (4) 高い識別性を有する先行商標であり、係争商標はそれとの高い類似性を有していること

16.24 【「すでに使用している」ことの判断】

当事者が商業宣伝及び生産・経営活動を通じて、それが主張する「未登録商標」に、商品の出所を識別する役割を發揮させることができることは、商標法第32条に規定する「すでに使用している」ことに該当する。

通常、関連公衆がすでに当該「未登録商標」を当事者と関連付けている状況下で、当該行為が当事者の主観的意思に背かない場合は、「すでに使用している」状況に該当すると認定することができる。

16.25 【「一定の影響力がある」ことの判断】

当事者は、その先行の未登録商標に、係争商標の出願人が当該商標の存在を明らかに知っている又は知るべき状況にさせるに足る知名度であることを立証した場合は、「一定の影響力がある」ことに該当すると認定することができる。

当事者が提出した先行の未登録商標の継続使用期間、地域、売上高又は広告宣伝等の証拠は、当該商標が一定の範囲内の関連公衆に知られていることを証明するに足る場合は、「一定の影響力がある」ことに該当すると認定することができる。

16.26 【単純な輸出行為の認定】

先行の未登録商標を使用した商品が、中国国内で流通させず、かつ直接輸出しており、当事者が、係争商標の登録出願が商標法第 32 条に規定する「他人がすでに使用している一定の影響のある商標をその他の不正な手段で冒認出願した」ことに該当する旨を主張した場合は、これを支持しない。

17. 商標法第 44 第 1 項の適用

17.1 【「欺瞞的な手段」の認定】

次に掲げる事由を同時に備えた場合、商標法第 44 条第 1 項に規定する「欺瞞的な手段で登録商標を取得する」ことに該当すると認定することができる。

(1) 係争商標の出願人に、商標行政部門が騙されて誤った認識に陥るような主観的願望があったこと

(2) 係争商標の出願人に虚偽を弄して商標行政部門から登録商標を取得する行為があったこと

(3) 誤った認識に陥った商標行政部門が実施した行政行為は、係争商標の出願人の行為に起因しており、両者の間に直接的な因果関係があったこと

17.2 【「その他の不正な手段」の認定】

「その他の不正な手段」とは、欺瞞的な手段以外のその他の方法で商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損ない、公共資源を不正に占有し、又は不正な利益を図ることにより、係争商標の登録を得る行為をいい、係争商標の出願人が他人の一定の知名度のある商標を大量、大規模に冒認出願する等の手段をとる行為が含まれる。

次に掲げる要件を同時に備えている場合は、商標法第 44 条第 1 項に規定する「その他の不正な手段で登録商標を取得した」ことに該当すると認定することができる。

(1) 適用する主体が当該商標の登録出願人である。ただし、係争商標を現在登録した者と

出願人との間に特定の関係があることが証拠で証明されており、又は係争商標の登録出願行為について意思の連絡があった場合を除く。

(2) 適用する対象として、すでに登録された商標も登録出願される商標も含まれること

(3) 登録出願行為が、商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損ない、又は公共資源を不正に占有し、その他の方法で不正な利益を図ることに該当すること

(4) 登録出願行為が単に特定の民事権益に損害を与えただけにとどまらないこと

17.3 【「その他の不正な手段」の具体的状況の認定】

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、商標法第44条第1項に規定する「その他の不正な手段で登録を得た」ことに該当すると認定することができる。

(1) 係争商標の出願人が登録出願する複数の商標が、他人の高い識別性のある商標或いは高い知名度のある商標と同一又は類似するものであり、異なる商標権者の商標に関し同一又は類似の商品、役務における登録出願、さらに同一の商標権者の商標に関し同一でも類似でもない商品又は役務における登録出願も含まれること

(2) 係争商標の出願人が登録出願する複数の商標は、他人の企業名称、社会組織の名称、一定の影響のある商品の名称、包装、装飾等の商業標識と同一又は類似の標章に該当すること

(3) 係争商標の出願人に、商標の売り込み、又は高額での譲渡が不成立となると先行商標の使用手を相手取って権利侵害訴訟を提起する等の行為があったこと

17.4 【「その他の不正な手段」の具体的な状況の例外】

係争商標の出願人に、この審理ガイドライン第17.3条に規定する事由に該当するが、係争商標の登録出願の時期が早く、かつ既存の証拠により、係争商標の出願人にはその商標使用しようとする意図があり、そして実際に商業的利用に投入したことが証明できる場合は、具体的な状況に応じ、係争商標は「その他の不正な手段で登録を得た」ことに該当しないと認定することができる。

17.5 【「その他の不正な手段」の条項適用の制限】

商標異議裁定不服審判請求、商標権無効審判請求等行政案件の審理にあたって、既存の証拠に基づき、係争商標の不登録或いは無効審決に至る、商標法上その他の条項を適用できる場合は、商標法第44条第1項はもはや適用されない。

18. 商標法第45条の適用

18.1 【商標法第45条の属性の確定】

商標法第45条第1、2、3項はいずれも手続条項である。

18.2 【「5年の期間」の認定】

商標法第45条第1項に規定する「商標登録日から5年以内」とは、係争商標の登録公告日の翌日から5年以内をいう。当該期間は中止、中断等の事由を適用しない。

係争商標の登録公告日の翌日から、商標法第45条第1項の規定により商標権の無効審判を請求することができる。

18.3 【「5年の期間」を超えた請求の主体】

商標法第45条第1項に規定する「馳名商標の所有者」には馳名商標の利害関係者を含まない。

18.4 【「悪意による登録」の認定】

商標法第45条第1項に規定する「悪意による登録」について、次に掲げる要素を統合して認定することができる。

- (1) 係争商標は先行の馳名商標との類似度が高いこと
- (2) 先行の馳名商標に、高い識別性と知名度を有すること
- (3) 係争商標の指定商品は先行の馳名商標の商品との関連性が高いこと

- (4) 係争商標の出願人と先行の馳名商標の所有者との間に取引又は提携関係があったこと
- (5) 係争商標の出願人の営業場所が先行の馳名商標の所有者のその近接地にあること
- (6) 係争商標の出願人はと先行の馳名商標の所有者との間にかつて、当該馳名商標を知るに足る他の紛争が発生していたこと
- (7) 係争商標の出願人と先行馳名商標の所有者とは、内部者間の付き合いがあったこと
- (8) 係争商標の出願人に、当該商標の登録出願の後、先行の馳名商標の商業名声に便乗する行為があったこと
- (9) 係争商標の出願人が、他人の高い識別性と知名度のある商標を大量に登録したこと。

19. 商標法第 49 条第 2 項の適用

19.1 【登録商標の普通名称化の判断】

係争商標が、商品の普通名称に該当するか否かを認定するには、商標標章の全体を審査し、そして普通名称の対象となる具体的な商品を認定しなければならない。当該商品の類似商品は考慮しない。

当事者が、係争商標が商品の普通名称になっている旨を主張する場合は、辞書、参考書、国家規格又は業界規格、関連の業界組織の証明書、市場調査報告書、市場での宣伝に使われた証拠、他の主体が同種の商品において当該商標標章を使用した証拠等を提出して証明することができる。

19.2 【登録商標の普通名称化の判断の時点】

係争商標が、普通名称になるか否かを認定するにあたり、通常、当事者が商標取消審査部門に取り消しを請求するときの事実状態で判断するが、審判時の事実状態も参考することができる。

19.3 【新法・旧法の適用】

商標登録取消審判行政案件において、商標使用の3年間に2014年5月1日を跨ぐものは、実体法上、2001年改正商標法を適用する。

19.4 【使用の認定】

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、当事者が商標登録の維持を主張したときは、これを支持しない。

- (1) 商標使用を許可された範囲以外の類似商品又は役務のみに、係争商標を使用していること
- (2) 係争商標を使用しているが、商品・役務の出所を区別する役割を果たさなかったこと
- (3) 係争商標の登録を維持するための象徴的な使用であること

19.5 【「違法」な使用の認定】

商標使用行為が、商標法又はその他の法律の禁止規定に違反した場合は、商標使用に該当しないと認定することができる。

19.6 【使用主体の認定】

商標法第49条第2項に規定する「連続して3年間使用しない」ことの「使用」の主体として、商標権者、使用の被許諾者及び商標権者の意志に背かずに商標を使用するその他の者を含む。

商標権者は、他人の係争商標の使用行為を認めない旨の明確な意思表示をしたにもかかわらず、商標登録取消審判行政案件において再度当該他人の行為を基に係争商標の使用を主張した場合は、これを支持しない。

19.7 【非規範的な商品の認定】

「類似商品及び役務区分表」にある規範的な商品名称に属しない実際の使用の商品又は指

定商品について、具体的な商品が属す類別を認定するにあたり、当該商品の機能、用途、生産部門、消費ルート、消費者層を踏まえて判断し、かつ消費時の習慣、生産モデル、業界の経営上のニーズ等の市場要素、商品の本質的な属性又は名称への影響を考慮し、総合的に認定しなければならない。

19.8 【非規範的な実際の使用商品が指定商品上の使用に当たる場合の認定】

実際の使用商品は、「類似商品及び役務区分表」にある規範的な商品名称に属しないが、係争商標の指定商品と名称が異なるだけで、本質的には同一商品に該当し、又は実際の使用商品が指定商品の下位概念に該当する場合は、指定商品についての使用に該当すると認定することができる。

同一商品に該当するか否かを認定するにあたって、物理的属性、商業的特徴、並びに「類似商品及び役務区分表」の商品の分類に関する原則及び基準等の要素を総合的に勘案することができる。

19.9 【登録範囲の維持】

指定商品での使用に該当する係争商標に、当該商品と類似するその他の指定商品での登録を維持することができる。

前項にいう類似商品を認定するには、商品の機能、用途、生産部門、消費ルート及び消費者層に厳格に基づいて判断しなければならず、通常は、「類似商品及び役務区分表」に基づいて認定する。

19.10 【区分表の変更による商品類似の判断】

係争商標の登録の時点で、指定された実際に使用されていない商品と実際に使用された商品とは、「類似商品及び役務区分表」における類似商品に該当しなかったが、「類似商品及び役務区分表」の変更により、案件の審理の時点では、類似商品に該当する場合は、案件の審理の時点の事実状態を基準とし、実際に使用されていない商品での登録を維持することができる。

係争商標の登録の時点で、指定された実際に使用されていない商品と実際に使用された商品は、「類似商品及び役務区分表」における類似商品に該当するが、「類似商品及び役務区分表」の変更により、案件の審理の時点で類似商品に該当しなくなった場合は、登録の時点の事実状態を基準とし、実際に使用されていない商品での登録を維持することができる。

19.11 【他人の商標への係争商標貼付の認定】

他人の商標を付した商品に係争商標を同時に貼着したもので、関連公衆が、当該商品の出所が係争商標を登録した者であると容易に識別できない場合は、商標の使用に該当しないと認定することができる。

19.12 【一物多商標行為の認定】

係争商標を登録した者が同一の商品に、係争商標を含む複数の商標を同時に使用しており、関連公衆が当該商標を商品の出所識別のための標章として認識することができる場合は、商標の使用に該当すると認定することができる。

19.13 【一人多商標行為の認定】

係争商標を登録した者が複数の登録済みの商標を保有し、その実際に使用する商標が係争商標とはわずかな相違しかないが、それがその登録した他の商標に対する使用であると確定できる場合は、係争商標の登録を維持する旨の主張を支持しないことができる。

19.14 【「他人のための販売促進」における商標使用の認定】

係争商標を登録した者が、商業施設、スーパーマーケット等であり、場所の提供等の形で販売業者と業務提携をしたことを証明することができ、商品販売のために提案、企画、宣伝、コンサルティング等のサービスを提供したと認定するに足る場合は、係争商標の「他人のための販売促進」の役務において商標を使用したと認定することができる。

19.15 【指定期間以降の使用】

指定期間以降に、登録商標を大量の使用を開始することは、通常、指定期間内での商標使用に該当しないが、当事者が指定期間内で商標を使用した証拠が少なく、指定期間が経過した後、継続的、大量に係争商標を使用した場合は、商標使用に該当するか否かを判断するときに総合的に勘案することができる。

19.16 【単純な輸出行為の認定】

係争商標を使用した商品が、中国国内では流通させず、かつ直接輸出した場合において、係争商標を登録した者が登録の維持を主張したときは、これを支持することができる。

付 則

このガイドラインは配布の日より施行する。2014年1月22日付けで公布した「北京市高級人民法院による商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理ガイドライン』はもはや適用されない。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。